

公立大学法人福知山公立大学メディアセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学学則第6条第1項の規定に基づき、福知山公立大学メディアセンター（以下「メディアセンター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 メディアセンターは、福知山公立大学の学生および教職員などの研究・教育・学習等のために不可欠な図書館資料を収集・組織・保管して、これを効果的に提供することを目的とする。

2 メディアセンターは、福知山市民及び北近畿地域住民等に向けて、生涯を通じた「学び場」の提供として広く開放し、地域の発展に大きく寄与することを目的とする。

(センター長等)

第3条 メディアセンターにメディアセンター長を置き、教授会の議を経て学長が任命する。

2 メディアセンターに、副メディアセンター長を置くことができる。

3 副メディアセンター長は、教授会の議を経て学長が任命する。

(所掌事項)

第4条 メディアセンターは、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 管理運営に関する事項
- (2) 整備充実に関する事項
- (3) メディアセンター資料の収集及び廃棄に関する事項
- (5) メディアセンターに付設する施設及び設備に関する事項
- (7) メディアセンターの広報に関する事項
- (8) その他必要な事項

(委員会)

第5条 前条の事項を審議し、実施するためにメディアセンターにメディアセンター委員会を置く。

2 委員は、本学の教員3名以上をもって組織する。ただし、特別任用教員は除く。

3 メディアセンター委員長は、メディアセンター長が兼ねる。

4 学長が任命した以外の委員については、教授会が選出する。

5 メディアセンター委員長に事故があるときは、あらかじめメディアセンター委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第6条 メディアセンター委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会が行う第4条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会の組織、議事その他必要な事項は、メディアセンター委員長が決定する。

(メディアセンターの利用)

第9条 メディアセンターの利用に関する規程は、別に定める。

(学外者の利用)

第10条 学外者の利用に関する事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学務・学生支援グループが行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。